

松戸市教育委員会会議録

平成30年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年3月定例会

開 会	平成30年3月8日(木) 15時より	閉 会	平成30年3月8日(木) 17時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成30年3月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	〃 主任主事	齊藤 亜樹子
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	生涯学習推進課 課長	林 総太郎
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 課長補佐	中山 和子
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	スポーツ課 課長	加藤 広之
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	〃 課長補佐	小幡 健二
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	〃 主事	飯島 匠
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	〃 主事	三野 貴史
8	〃 課長補佐	千葉 貴子	28	戸定歴史館 課長	齊藤 洋一
9	〃 課長補佐	大西 真	29	〃 館長補佐	若林 佐恵子
10	〃 主査	藤中 孝一	30	博物館 次長	石村 栄一
11	〃 主査	安蒜 孝哲	31	〃 館長補佐	山田 尚彦
12	〃 主査	武田 茂	32	〃 主幹	中山 文人
13	〃 主任主事	杉本 政裕	33	学務課 課長	織原 一浩
14	〃 主任主事	四戸 俊也	34	〃 専門監	本木 健司
15	〃 主任主事	島村 仁美	35	〃 課長補佐	浅田 勉
16	〃 主事	佐久間 理紗	36	〃 課長補佐	西川 康弘
17	社会教育課 課長	星野 敦子	37	指導課 課長	鮎川 渉
18	〃 課長補佐	藤谷 美伸	38	〃 課長補佐	菊地 聖子
19	〃 主幹	関山 純也	39	教育研究所 所長	山口 昌郎
20	〃 主査	齊藤 真一	40		

平成30年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年3月8日（木） 午後3時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成30年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第52号
松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を
改正する規則の制定について (生涯学習推進課)
- ② 議案第53号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)
- ③ 議案第54号
松戸市文化財審議会に対する諮問について (社会教育課)
- ④ 議案第55号
松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の
一部を改正する規則の制定について (教育企画課)
- ⑤ 議案第56号
松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の
一部を改正する規則の制定について (教育企画課)
- ⑥ 議案第57号
松戸市教育功労者の表彰について (学務課)
- ⑦ 議案第58号
松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する
規則の一部を改正する規則の制定について (学務課)
- ⑧ 議案第59号
松戸市立高等学校通学区域に関する規則の
一部を改正する規則の制定について (学務課)
- ⑨ 議案第60号
松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する
規則の制定について (学務課)

(2) 報告等

- ① 松戸市成人式の変更について (社会教育課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成30年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案9件、報告等1件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第52号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議案第52号「松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 それでは、議案第52号「松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

最初に1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、障がい者及び大学生の生涯学習を推進するため、減免の範囲を拡大するものでございます。

具体的には、松戸市文化ホールの障がい者の観覧料は、現在、市内の居住者に限って免除をしておりますが、障がい者の生涯学習活動の充実に向けた国の動向や、他の自治体の同様の施設での取り扱いを勘案し、新たに市外居住者も免除の対象とするものでございます。

また、大学生に対しましては、松戸市内の文化芸術活動や郷土の歴史に今以上に興味を持っていただくとともに、大学との連携を含めて大学生の学習活動を支援するため、新たに免除の対象とするものでございます。

また、松戸市文化ホール、松戸市戸定歴史館、松戸市立博物館の3施設の減免の取り扱いについては、従前より共通の取り扱いをしていることから、松戸市戸城歴史館と松戸市立博物館の常設展や企画展、特別展の入館料についても同様の改正を行うものでございます。

なお、松戸市文化ホールの観覧料の徴収につきましては、松戸市文化ホール条例第17条の規定により、松戸市教育委員会が展覧会を開催するときは観覧料を徴収することができると定めていることから、一般の利用の場におきましては観覧料が発生することはありません。

松戸市文化ホールでの有料展の実績としては、平成18年度に社会教育課の美術館準備室が松戸市出身のイラストレーターである日暮修一氏の有料展を開催いたしました。その他の有料展については松戸市戸定歴史館や松戸市立博物館の展示室で開催しているところでございます。

次に、改正前と改正後の条文の比較でございますが、松戸市文化ホールにつきましては3ページ、松戸市戸定歴史館につきましては6ページ、松戸市立博物館については9ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

なお、このたびあわせまして、障がい者が観覧する際の介護人の人数を括弧書きで改めて定めさせていただきました。

最後に、今回の規則改正に合わせて、松戸市文化ホールの規則の中で現在の一般的な取り扱いにそぐわなくなった条文の整備を行います。

2ページをご覧ください。

具体的には、松戸市文化ホールが臨時に休館をする場合や開館時間を変更する場合の市民

への周知方法については、現行ではその都度、これを告示すると定めておりますが、2ページの規則改正の改正前と改正後の記載のとおり、告示に関する関係条文を削除するものでございます。

理由につきましては、現在では仮に臨時休館等を周知する場合、関係施設や広報まつどに掲載するほか、市のホームページやSNSといったインターネットを活用するなど、より伝達しやすい工夫が行われているところでございます。また、実際に臨時に施設を休館するような事由については、施設の改修や整備など、あらかじめ計画的に周知できる場合を除きますと、地震や台風などの自然災害や新型インフルエンザによるパンデミックの発生など、緊急時の迅速かつ柔軟な対応が求められる場合でございます。

そうしたことから、告示という方法がそぐわないものになってきているということで、このたび削除をするものです。

なお、市の法務担当では、告示によらない迅速かつ柔軟な対応が行えるよう、新たな施設では告示要件の規定は設けておりません。また、過去に整備した規則等の中で同様の規定があった場合については、順次削除しているものでございます。

以上、議案第52号「松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」のご説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第52号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

文化ホール条例施行規則、これについては告示に関するものの削除があり、そして大学生のところ、それから居住要件、身体障がい者ほかの方々の居住要件について、ここが変わる。そのほか、告示に関してはここだけで、あと戸定歴史館が6ページですね。それから、博物館管理運営規則として9ページ以下と。あとは、それぞれ様式が参考までに載っているということかと思えます。

ご質問等、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 1点確認させてください。

今回大学生が含まれたことに伴う確認ですが、教育課程に基づく学習活動として観覧するというのは、一般的に大学生が、例えば日曜日に、私的な目的で入っても、それはこれで免除の対象になるのか、あるいは、きちっと教育課程に基づく学習活動として見るんですよということを何か示すような必要性があるんでしょうか。

生涯学習推進課長 私どものほうで取り扱っている一般的な入場の手続ですと、前売りということは行っていませんので、前売り券というのはやっていないので、当日券のみになります。ですから、通常は窓口のほうで、学生さんであれば学生証等を掲示していただいて、それでもって、今、伊藤委員さんからお話いただいたとおり、大学生の学習活動という判断をさせていただきます。

伊藤委員 そうですか。そうすると、大学生であれば、身分証さえ見せればどういう状況でも免除の対象になると、そういうふうに考えてよろしいわけですね。

生涯学習推進課長 そのとおりでございます。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 そういう文化的な施設に来られる、観覧をするというのが、教育課程に基づく学習活動であろうということに、原則的に推定するのでしょうかね。

生涯学習推進課長 そうです。

教育長職務代理者 そのように。

生涯学習推進課長 はい。

教育長職務代理者 広く見ていただくという趣旨からは、そのように広く解釈をされるのかもしれない。

ほかに。

山形委員。

山形委員 山形です。

この文化ホール、博物館、戸定歴史館、全ての免除申請書というのがありますけれども、これは例えば大学生さんが来ました、学生証を見せて、これに一筆書いて提出するという形なんでしょうか。申請書だと、事前に何か申し込みをして何人いらっしゃったら、申請を受けて免除されたというような、私はニュアンスで受け取ったんですけれども、そうではないのでしょうか。

生涯学習推進課長 両方で考えています。特に、博物館のほうは博学連携を推進しておりますので、平素から大学との関連の中で、まとめて学習活動したいということでご相談をいただくようなケースについては、今お話のあった申請書で事前に上げていただきますけれども、先ほど申し上げたとおり、個別に研究する方も大勢いらっしゃいますので、その辺については個別の対応と事前申請という形で、両方の入り口を用意させていただいております。

山形委員 続けて。では、障害者手帳をお持ちの方なども、個別だったら書類を一々書いて提

出すという形ではなくて、手帳を見せたら入館できるという形の理解で大丈夫ですか。

生涯学習推進課長 すいません、申しわけございません。ちょっと内部で伺っていたのとちょっと違っていたので。

先ほど伊藤委員さんからお話しいただいた件については、今回の改正では個別の対応はしないということで、それで訂正をさせていただきます。それで、事前に研究活動ということで申請書をいただいた場合のみ、大学生については今回は免除をするということで、個別のところまでは今回踏み込まないということだそうですので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

障がい者の方については個別に、障害者手帳でもってその都度対応させていただきます。

教育長職務代理者 例えば、この様式でいきますと、文化ホールの観覧料免除申請書が4ページにありますので、免除申請を書いて出していただいた方、この方について、あるいはそのグループといたしますか、それについて免除をするという扱いをします。個別に学生書を見せればというのとは、ちょっと違うということですね。

念のため、中学生以下はもともとかからないですね。それで高校生と大学生については、そういう教育課程に基づく学習活動かどうかということで、この免除申請ですね。

それから、返還申請書というの、それを後から返還、あれは教育課程であったと、学習活動であった場合に使用するのがこちらの様式という認識でよろしいでしょうか。

生涯学習推進課長 はい。

教育長職務代理者 よろしいというご返事をいただきましたので、確認をさせていただきました。

伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、もう一度確認ですけれども、今後は高校生にしても、大学生にしても、1人で入るときは、この免除を受けられるわけではないということでしょうか。

博物館次長 個人的に来られるときには、この減免に関しては対象外というふうに生涯学習課長が訂正したと思うんですが、個人的に来られたときには有料で対応して、300円よりはちょっと下の設定にしておりますので、そのような対応をさせていただいております。

教育長職務代理者 つまり高校生、大学生という料金は、一般とは違う料金の適用で有料であるということですね。

いろんなケースが想定されるので、実際に現場ではいろんな対応がなされていると思うんですが、一般にグループで、じゃ、どこどこを見に行きましょうと、グループというか、先

生が引率してこられるとかいう、大学生でもグループが何らかの研究のために行きましようということであれば、これによって対応がされる。ただ、例えば1人で何か論文を書くに当たって、この資料を見たいということで、こういう論文のために見たいというのを1人で書いてくる大学生もいるかもしれないというのが伊藤委員ですが、それについてはちょっと、そういう一つ一つに個別の対応はしないというご回答でしたが、一応そういうことですか。

博物館次長。

博物館次長 一般の方は300円です。それで高校、大学生が150円という設定になっておりますので、その金額をお支払いしていただいて学習していただくという形になります。

以上です。

伊藤委員 そうすると、今回の規定は、高校生にしろ、大学生にしろ、例えば学校の先生が引率をして10名ないしは20名などで来られる場合には、この申請書を出していただいて、その場合、全員が入場料を免除されますよという、そういうような理解でよろしいでしょうか。

博物館次長 そのとおりでございます。

伊藤委員 わかりました。

武田委員 障がい者のほうの枠のことで1つだけ確認なんですけれども、市外に広げることになったので、改めて手帳の交付を受けている者1人につき1人というものを文章として記載したということで、以前もその形態だったのか、あるいは以前は1人というふうに限定はしていなかったのか、そのあたりの現状の変化というのが、市内の方にどういうふうを受けとめられているのか。

生涯学習推進課長 実態とすれば、一般的にどこの館でも同じなんですけど、お一人という取り扱いを図ってました。ただ、そのことが明文化されていなかったものですから、今回直ちに当たって、他の自治体の取り扱いも参考にきちっと明文化したということで、取り扱い自体の変更はありません。

武田委員 以前も1人に対して1人で、その辺はトラブルはないという。

生涯学習推進課長 はい、ございませんでした。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

お金が絡むルールでございますので、やっぱり不明確になったり、解釈が何通りもあるようなことをできるだけ避けるという趣旨で統一を図ってきているということなのであろうと思います。あとは実態的には大学生に広がった、あるいは市外居住の障がい者の方に広がっ

たということで、入場料がどれくらい減るかとか、増えるかとかというのは、あんまり本質的には、この設置目的からすると議論の対象ではないように思います。

どれくらい、今度増えるかというところの期待値をどのようにお考えでしょうか、生涯学習推進課長。博物館次長ですか。ぜひ活用は広くしていただきたいという思いは、ここにいる方皆さんだと思いますが。他の自治体等の運用状況等を含めてですね。

博物館次長 まず現状ですが、障がい者に関しては、24年から28年の5年間の平均といたしまして、年間346.2人という数になっております。期待値というふうに考えますと、なるべく増えてほしいなど。あとPR方法等を考えまして、その辺を踏まえて、今後また検討の課題になるのかなという考えがございます。

それと、高校生、大学生に関しましても、ほとんど障がい者と変わりなく、24年から28年の5年間の平均で353.2人という数ですので、ほぼ変わらないような感じがします。

それとあと、数字を出してみまして、有料展の企画展なんですけど、博物館に行きたいという高校生、大学生が多いみたいですので、27年には美術展をやったんですけど、その年は高校生、大学生は企画展は少なかったように思います。それと逆に、障がい者等に関しましては、美術展のときには人数が増えているという状況ですので、その辺も考えまして、社会教育課とも連携をとって、美術展の開催に関しても定期的に行えればなというふうに考えております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

内容によって、高校生、大学生の反応が高まる場所、あるいは障がい者の方の反応が高まると、数字はいろいろ傾向があるようでございます。

武田委員。

武田委員 障がい者のところも、今の流れでいくと申請書を書いて免除という、ではなくて。

私の父が以前、足が悪かったので、車椅子を使う事情がありますので、美術館等を使うときに事前にお電話を入れてお願いするんですね。そうすると、受け入れ体制ができていてということが最近は一般的なんですね。松戸市のこの3施設というのは、そのあたりはどうなっているのか、ついでですので教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 必ずしも、ご案内のとおり古い施設もございますので、均一ではございません。ただ、博物館については、あらかじめそういったことも想定した構造になってございますので、今お話しいただいたとおり、駐車場についても、一般の方の駐車場はないんです

が、障がいをお持ちの方の駐車場についてはそちらのほうに、あらかじめご連絡いただければ御誘導させていただいて、スロープを使って館内に入らせていただくというような対応をさせていただきます。

武田委員 ホールなんかはどうなのでしょう、文化ホールは。

生涯学習推進課長 文化ホールについては、ご案内のとおり複合施設になっておりますので、あらかじめもうエレベーターで全部、地下の駐車場から上がってこられるようになっております。ハローワーク等もあって、障がいをお持ちの方も大勢ご利用いただいておりますので、特段そういった取り扱いを行うことなく、普段どおりご利用いただいておりますし、トイレ等についても、多目的トイレが今既に設置されておりますので、ご不便は、公共施設の中ではかからない施設なのかなというふうには考えております。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問ないようでしたら、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

議案第52号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第52号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第53号

教育長職務代理者 続きまして、議案第53号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長 まず初めに、大変申しわけないんですけれども、24ページの資料の訂正をお願いしたいと思います。

今の資料、24ページ以外に、お手元にA4、1枚の縦の資料があると思うんですけれども、その差しかえをお願いしたいと思います。中身の変更点なんですけれども、真ん中の列にあります平均年齢の部分でございます。そこの東部地区の女性の部分が41.8歳から51.3歳、その一番下にあります合計の部分、男性が62.5歳から62.7歳、隣の女性の部分が62.9歳から62

歳、その隣、男女合計62.6から62.4歳というような変更の資料の差しかえとなっております。大変申しわけありません。

それでは、議案第53号のほうを説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

議案第53号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」でございますが、現在の松戸市スポーツ推進委員の任期が3月31日で満了になります。それに伴いまして、新委員を委嘱させていただくためでございます。

次の20ページから23ページに、新たな委嘱する予定のスポーツ推進委員の一覧を載せております。

12地区で男性67名、女性37名、合計104名となっております。これらの委員の方は各町会、自治会連合会の地区長さんから推薦をいただいた方々でございます。

続きまして24ページに、先ほど差しかえと言われたページなんですけれども、24ページに参考資料として地区別集計表を載せております。人数の少ない地区に対しましては、引き続き推薦のお願いをしているところでございますので、追加の推薦等がありましたら随時委嘱をさせていただきたいと考えております。

この任期は、平成30年4月1日から32年3月31日までの2年間でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第53号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

新任の方は4人ぐらいでしょうか。

(「7人」の声あり)

教育長職務代理者 7人でしょうか。新任7人、再任97人。

いかがでしょう。

山形委員。

山形委員 以前からスポーツ推進委員の方の選任のところ、なかなか手がいらっしやらないというようなお話もよく出ていますし、今回も新規7名というところだったんですけども、なっただく方には本当に大変感謝をしているのですが、松戸市は町会とか地区長の方から推薦が出て選ばれている形なんですけれども、例えば公募的なもので募集すること、そういうのをしている地区と違って、地区というか市外で、東葛地区やほか自治

体でやっているのでしょうか？スポーツ推進委員に対して、どこの地域もこういう町内の方とか、そういう方が選ばれた人が選ばれているのか、それとも公募とかをやって、若い世代への引きつぎもかねてを、例えば広報まつどなどで、なりたい方はいませんかみたいな声をかけたりとか、そういう動きとかはほかの自治体であるのでしょうか。もしわかりましたら教えて下さい。

例えば、本町のところで年齢層が高めなので疑問に思って事務局の方に聞いたときに、本町この辺なのでマンションが多くて、町会とかに入られている方が少ない。私もこの辺に住んでいたことがあって、確かにそういう町会とかはマンション住まいには関わりがないし、一軒家、戸建てになって初めてそういうものになったので、人はいるけれども、なり手がとあるところがある一方で、東部地区は新しい家がたくさん建っていらっしゃるのもあって、ここの平均の年齢差だと20歳ぐらいの差があったりするので、何か公募みたいなこととかというのをほかの自治体でやっていらっしゃるのかなという、そういうのをもし知っていらっしゃったら伺いたいです。

スポーツ課長 公募についてなんですけれども、松戸市内の地区では、そういう公募のような形でやっているところはありません。近隣で柏の一部ですとか市川のほうで、公募でやっているところはあるんですけれども、逆に公募をした結果、ほとんど応募がなくなってしまうとか、今までやっていた方が、切りかえのときに一斉にやめてしまうというのがかなり、そういう傾向として、やっていただく方がなかなかいなくなってしまうという、ちょっとそういう問題があるというのは私どもも情報をもらいまして、公募に切りかえするときのやり方もかなりちょっと厳しいのかなと。これを機会にやめられてしまうという可能性もありますので、今のところは自治会、町会の方をお願いして、今やっているところでございます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

スポーツ推進委員さんたちの活動がどんなものかというのが、一市民として、余りスポーツに携わっていないとわからないので、そういうところがもっと市民の方にどんどん浸透していけば、なりたいという方が町会などでも出てくださるのかな、というのを意見として思いました。ありがとうございます。

市場委員 今のお話とほぼ重なるんですけれども、確かに公募などは難しいという話ですが、ここで何回か同じような話をしていると思いますけれども、例えば地域の大学生だとか、ス

スポーツジムの職員の方だとか、そういう方にも声をかけるとかという努力はして欲しい。スポーツ推進委員って、まちづくり的な要素がある仕事かなと僕はイメージしています、地域の運動会を主催するとか。そういう意味で、町会はもちろん非常に重要な組織かもしれないけれども、どうしても高齢者主体になっちゃうので、もう少し広い人たちに働きかけることは、徐々にしていったほうがいいかなという意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

この議案とすると、今この名簿に載っている方を新たに選任すると、再選、あるいは新任するということでございます。このお一方、お一方について特にご意見というわけではもちろんないというところで、今後に向けて、どうスポーツを推進する環境をつくっていくか、それから意識を高めていくと言っているんでしょうか、啓発と言っているんでしょうか、そういう役割が連綿と続いてきて、これも法律も整備されて、立場もすごくしっかりとしてきたのだけれども、やっぱりなり手が少ない。ここをどう解決するかということについての新たな工夫をという意見でございました。スポーツ課として難しい、課だけで解決できるものではなく、まちづくりというお話もありましたけれども、どちらかという、やっぱり自治会とか町会とかと絡めて、地区長さんからの推薦ですから、当然そういう組織を使って出てきている。ここをどうリンクさせて、どう皆さんでやっていけるかということについて、広く横の連携をとって、行政としてもやっていかなければならないのかなというふうに思います。

この議案についてはよろしゅうございますでしょうか。

新たな工夫という意見も、今までも出てきていたことだと思います。ぜひスポーツ課を初め、連携をとって新たな発掘といいますか、協働体制の構築に工夫を重ねていただきたいということで、よろしいでしょうか、ほか。

なければ、それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

議案第53号を採決いたします。

議案第53号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第54号

教育長職務代理者 続きまして、議案第54号、松戸市指定文化財の指定に伴う松戸市文化財審議会への諮問についてを議題といたします。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 議案第54号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

25ページをご覧ください。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由は、西原文書及び豊前氏古文書を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について、松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

文化財の指定につきましては、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に、市内に存在する文化財のうち、重要なものを松戸市文化財に指定することができる」と規定されており、また同条第3項に、文化財の指定をするには、あらかじめ松戸市文化財審議会に諮問しなければならないと規定されております。

それでは、今回の候補についてご説明いたします。

候補は2件ございます。

初めに、27ページをご覧ください。

こちらは西原文書でございます。

現在の静岡県田方郡函南町を本拠とした戦国時代の土豪西原家が400年以上にわたって伝承してきた計10通の古文書群であり、本市が平成28年度に購入したものでございます。戦国時代に小金城を本拠とした高城氏が関与した北条氏・里見氏による国府台合戦に係る史料を初め、本市に関連する戦国時代の実態がさまざまな側面からつづられている貴重な歴史資料でございます。

続きまして、49ページをご覧ください。

こちらは豊前氏古文書でございます。

かつて、神奈川県小田原市在住であった間宮氏から、松戸市にかかわるものという条件のもと、多数あった文書の中から3点のみを譲渡されたものでございます。

南房総地域を本拠とした里見氏の松戸・市川周辺を蹂躪したという記述など、小金城主高城氏と原氏・千葉氏ら下総の武家の動静などがわかるものでございます。先ほどご説明いたしました西原文書などとあわせて考えることにより、北条・武田・上杉・里見・今川・徳

川・織田など、各大名の動向から松戸市域の情勢に至るまで、戦国時代の諸相がうかがい知れる古文書として価値が高く、貴重な史料であると言えるものであります。

以上の理由から、西原文書及び豊前氏古文書を松戸市指定文化財に指定するため、松戸市文化財審議会への諮問についてお諮りするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第54号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

さて、大変すばらしい、ちょっと写真でどこまで読み取れるかあれですが、こういう史料があるということでございます。

武田委員、お願いします。

武田委員 質問を幾つかよろしいでしょうか。

豊前氏古文書のほうが、約40年前に譲られていますよね。今回、この西原文書が2年前にご購入されたことによって、この重要性が再認識されたから、今回の諮問なのかなというふうには想像するんですが、その間40年というの、ちょっとどういうふうにご経過されたかというのを疑問に思って、そのあたりのご説明をいただきたいのが1つと、今後それは指定された後、この史料がどういうふうになっていくのかということに関する質問で、西原文書のほうは結構、卷子にもうなっていたりだとか、裏打ちしてあったりだとかという装丁のほうが大分進んでいるものが多いんですが、例えばこういったものというのは、指定されると触れられなくなるとか、変化できなくなるとか、あるいはきちんと装丁したほうが、より先々、保存するに当たっては無難なのとか、そのあたりというのはいちよっ素人にはわかりかねる部分なので、これらは指定されるとどういう扱いに変わるのかということが教えていただきたい。

もう一個は単に興味なんですけれども、西原文書のほうは紙質が書いていないんですよ。豊前氏古文書のほうは楮紙というふうに書いてあるんですけれども、西原文書のほうは紙質的にはどういうものになっているのかなという紙質を知りたいです。

以上です。

博物館主幹 市立博物館主幹でございます。

3点ご指摘いただきました。

1点目、おっしゃるとおりです。正直申しまして、西原文書を2年ほど前に縁あって購入することができませんでした。ご協力いただきましてありがとうございます。その折には、今課

長からも説明がございましたように、何といたっても国府台合戦の史料がある。それで、購入するときにばらばらに購入しては、私ども資料保存機関として、それではまるで役目を果たせないということで10点買ったというのが理由の1つとしてございます。

ところが、それをいろいろ研究してまいりましたら、これも課長からございましたように、西原文書の中の2点が豊前氏古文書の1点と密接にかかわることがわかったんです。それこそ織田信長から佐竹氏、宇都宮氏までひっくるめて、日本の半分ぐらいがかかわる争乱の中で、豊前氏古文書で描かれている松戸・市川が襲われた、連動していたんだということが買ってからわかった。それで、こういうふうな運びになりました。

2つ目。2つ目は、卷子とか軸装とか、いろんな表具の仕方、あるいは冊子の場合もありますが、古文書というのはいろんな保存の仕方がございますが、専門的に申しますと、何もしないのが一番いいです。つまり何かをすると、必ずのりを塗ります。そして裏打ちをしますので、実際には本当は何にもしないほうがいい。ですので、西原文書と豊前氏古文書で楮紙かどうかということを書いたり書かなかったりという事がございました。

実は西原文書に関しても、私どもの博物館の毎年1冊出している研究紀要の最新号で、全部調査報告を發表しておりますけれども、そこでは全部楮紙と書いています。ただ、それは顕微鏡で観察した上で楮紙というふうに判断している、つまり極めて専門的な調査の上でそう判断しているわけで、肉眼ですと、裏打ちしているとわからないことがあるんです。二重の意味で、2番目のご質問に戻りますけれども、裏打ちはなるべくしないほうがいい。それで、我々のように温湿度管理ができる資料収蔵施設であれば、そのまま何千年も保存したほうがいいということになります。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員 はい、良く理解出来ました。

教育長職務代理者 大変満足されておられますね。ついていけない委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

大変貴重なものであるということが、またわかったという意味で結びついたというのが、非常に素晴らしいことだと。また、こういうことが市民に伝わるといいなと思いながらお聞きをするわけです。

ほか、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 今後の展示とか公開の方法などを教えてほしいです。

博物館主幹 実は、今申し上げ忘れたんですが、昨年度、先生方、ご覧いただいた方が大変多くていらっしゃるけれども、「本土時と戦国の社会」展で西原文書を全て出しました。それから豊前氏古文書も、松戸・市川襲撃事件に関するものを出させていただいて、大きなパネルをつくってどう関連しているのか、大きな争乱と小さな襲撃事件というコーナーをつくりまして展示をさせていただきました。西原文書に関しては、その前年度、1年間を通じて全部お披露目をしましたんですが、その後、こういう季節的な企画展示でもやっております。

今後は、原本を頻繁に出すよりは、なるべく予算を獲得して重要な文書の、全てじゃなくても、幾つかをレプリカをつくって、それを常設展示で展示したいというふうに博物館としては考えております。もちろん本物を出すこと、借用要請に対して貸し出すことも、もちろんあり得ますが。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そうですね。こういったものが、また他の博物館等と連携して、また研究が進んでいく、あるいは公開をしていくということが、ぜひそういう学芸員の皆様方のご努力、形になるようになればと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、質疑及び討論を終結といたします。

議案第54号を採決いたします。

議案第54号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第55号

教育長職務代理者 続きまして、議案第55号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第55号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する

規則の制定について」ご説明いたします。

57ページでございます。

提案理由につきましては、松戸市立学校に勤務する非常勤職員等の就業について、各学校が指定する勤務時間に合わせるほか、教育研究所古ヶ崎分室に勤務している学習指導支援スタッフの勤務場所として松戸市立学校を要しないことから削除するためでございます。

今回の改正内容は、第3条及び第9条に規定されている別表1における勤務時間の変更及び職種の削除でございます。

早速ですが、58ページ、59ページで説明をさせていただきます。

まず、勤務時間の変更でございますが、日本語指導支援スタッフ、学校司書、小学校英語指導者の3つの職種について、始業時刻及び終業時刻を午前8時から午後4時45分までとし、改正前より15分ほど幅を持たせることで、各学校からの要望に合わせるようにするものでございます。

なお、勤務時間は始業時刻から終業時刻の間で、各学校の状況に合わせて校長が定めることに変更はございませんので、1日の勤務時間総時間を変更するものでございません。

次に、職種の削除でございます。

平成25年度より開始いたしました学習指導支援スタッフでございますが、教育研究所古ヶ崎分室に勤務し、適応指導教室における通級指導生徒への学習支援を行っております。当初は学校及び教育研究所古ヶ崎分室、古ヶ崎南小学校の跡にあるものでございますが、その両方の勤務を見込んでいたため、松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則にも職種として記載しておりましたが、各学校の適応指導教室における通級指導生徒への学習支援は各学校の教員が工夫をして行っておりますので、学習指導支援スタッフの勤務場所として各学校というものを要しないということから、実情に合わせて、この規則の中から職種を削除するものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私の最初の議案名が、ちょっと台本が次の議案と入れかわっております、私、「職員定数の配分」と言いましたよね、多分。こちらが「就業規則の一部を改正する規則の制定について」ですね。ちょっと言い直します。

「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する規則の制定について」の議題でございます。

ご説明はただいまのとおり、議案第55号の説明は以上でございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

各職種があります。イメージができないもの、理解を深めるためにご質問等でちょっと明らかにしていただければと思います。

4時45分になったというところ、それから削除したのですか、それぞれの特性があるんだと思いますが、5時、あるいは4時半、4時45分という各種あります。どうでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 削除されたものについてはよくわかるんですが、時間の微妙な変更というのは、今のご説明ですと、実質勤務時間は変わらないけれども、何か柔軟性を持たせるために4時半だったのを4時45分にされたと、そういう理解でいいわけですね。他方、学校司書については、これまで5時までだったのが4時45分と、今度は短くなっているのも、これも同じような理由なんでしょうか。ちょっとその辺がわからないので。

教育長職務代理者 じゃ、いま一度、その目的とするところといたしますか、それと変化、対比につきまして。

教育企画課長。

教育企画課長 その辺も、実情に合わせたということでございます。

指導課長 もともと制定した時期が違いましたので、多少時間のずれがあったので。学校がやっぱり時間がずれているとなかなか使いにくいということで、それで合わせたのが1つと、司書さんに関しましては、大分昔の時期に制定した時間として、そのころは巡回されることが多くて、それで時間的に遅くまでとっていたんですが、現実的にここまで勤務をされることはないということで、実情に合わせたということでございます。

教育長職務代理者 わかりました。

よろしいでしょうか。ほか。

山形委員、ありそうですね。

山形委員 山形です。

非常勤職員の方は時給でお仕事をされている形だと思うんですが、これは本当にシンプルな疑問なんですけれども、松戸市の方の休憩時間って45分じゃないですか。そこも加味してのこの15分とかだったのかなと。先生たちも45分休憩なんですか。

教育企画課長 職員の休憩時間ということで、45分ということになっておりますが、労基法上

で、今、勤務時間が7時間45分ということになっておりますので、8時間を超えると1時間の休憩が必要なんです、8時間に満たないために45分ということになってございます。

山形委員 そういうことなんですね、わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにありますでしょうか。

教育企画課長。

教育企画課長 すいません、正規職員のことだけを言ってしまったんですけども、臨時的な任用の場合にも、8時間に満たないということで、そのようになってございます。失礼しました。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

実態に合わせていく中で、現状の運用に、あるいは統一性を持たせたというあたりの変更というふうにご説明でございました。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、以上で質疑及び討論を終結といたしまして、議案第55号の採決に移らせていただきます。

議案第55号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第56号

教育長職務代理者 続きまして、議案第56号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 60ページ、議案第56号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

61ページ下段に、改正前、改正後と新旧対照表がございます。こちらをご覧ください。

改正すべき条項、内容については、第2条職員の定数は別表によることの別表第2条関係でございます。種別、教育研究所定数を現行の11人から3人増員し、14人とし、その同数、3人を事務局の定数から減員し、現行の158人から155人といたします。下段の計、合計につ

いては変わらず476人ということでございます。

教育研究所の定数を増員する理由についてでございますが、今年度、試行的ではございますが、さまざまな課題のある児童生徒や保護者に寄り添い、家庭環境を調整、支援するための福祉的アプローチを積極的に行うため、学校教育部内の教育研究所に社会福祉士資格を有する職員を配置するとともに、その職員をスクールソーシャルワーカーとして六実中学校に固定配置し、福祉的な支援を開始いたしました。

事業を開始したことによる成果、効果については、子供が抱える課題の背景にある家庭環境の改善に向け、資格を持ったスクールソーシャルワーカーが支援を行うことでSOSをなかなか出せなかった児童生徒や保護者への支援体制も整いつつあります。

また、六実中学校に勤務するスクールソーシャルワーカーは、正規職員、非常勤職員の2名でございます。そこで新年度、平成30年度でございますけれども、スクールソーシャルワーカーを正規職員、非常勤職員、それぞれ2名増員し、配置校を3つの中学校とし、児童生徒や保護者等に対し、支援を行ってまいります。現在、新たにスクールソーシャルワーカーを配置する2つの中学校については、準備作業を進めるところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第56号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

伊藤委員、

伊藤委員 今、私の聞き間違いでなければ常勤が2人と非常勤が2人。

(「が、現行でございます」の声あり)

伊藤委員 現行。現在は……

(「すいません、1人ずつです」の声あり)

伊藤委員 1人ずつですね。

教育長職務代理者 ちょっと整理します。

現在何名ずつかを、まずご説明を。

教育研究所長。

教育研究所長 現行は六実中学校に常勤の市の職員が1名と非常勤が1名の2名です。来年度は、同じパターンでさらに2校増やしまして、常勤が2名増えて計3名ですね。それから非常勤が2名増えて計3名、そういう形になります。

教育企画課長 本年度、六実中学校にスクールソーシャルワーカー1名を配置しておりますが、

教育研究所にそのまま配置をしてございまして、この定数のほうをちょっと改正していなかった、それは試行でやっているという関係からしていなかったんですが、本格的に導入していくということで、定数もそれに合わせて改正いただこうと思っております。

市場委員 今、資格のあるスクールソーシャルワーカーを配置という話がありましたけども、スクールソーシャルワーカーって、社会福祉士とか精神保健福祉士とか、何かそういう人が望ましいけれども、資格がなくてもいいとなっていると思います。実際にスクールソーシャルワーカーの資格というのがあるわけじゃないんですよね。

教育研究所長 現実には資格はなくて働いている方も全国的にはありますが、松戸市の場合は社会福祉士の資格をお持ちの方ということで配置しております。

市場委員 続けていいですか。

たしか中学校のスクールソーシャルワーカーは、固定のところもあるし、巡回でやっているところもあったような気がします。そういうものを、固定のところをだんだん増やしていくという方針なんですか、今後。

教育研究所長 スクールソーシャルワーカーで学校に固定配置しているというのは非常に珍しいパターンで、大体が派遣型といまして、市にスクールソーシャルワーカーがいて、何か必要があった場合に学校に赴くというのがほとんどで、千葉県の場合も、東葛地区に2名、スクールソーシャルワーカーは配置されていますが、必要であればそれ呼んで、スクールソーシャルワーク活動をしてもらうということですけども、松戸の場合はそうではなくて、腰を据えて学校に固定配置という形で配置するというのが、ちょっと珍しいというか、そういうパターンでやっているところです。

市場委員 小学校についてはどうでしょうか。

教育研究所長 小学校については——さっきの話のまだ残りがありました。

まず、中学校に配置をして、ただ、1校だけというイメージではなくて、六実地区というイメージではこちらではあります。家庭にかかわる部分でソーシャルワークをやりますので、きょうだい関係があれば、当然六実地区の小学校の子供たちにもかかわる可能性があるということでイメージしています。そういう形で、この後配置するのも、地域的なことも考えながら配置をしますが、まだそれを全校とかという形まではまだ考えていまして、今年度、試行で1校やった結果を踏まえて、ちょっと拡大して、また様子を見ながら、市内全域はどういうふうにかバーしていくかということも考えながら、やっていきたいというふうに関心しております。

市場委員 ありがとうございます。

地域を見るみたいなイメージですか、そうすると。中学校区ごとになるかわからないけれども。

教育長職務代理者 学校に固定配置した理由の1つは、SOSをみずから出せないような家庭を掘り起こしができるということで学校に置いていますので、プラットフォームとして学校はありますけれども、先ほど申し上げたように、複数の小学校から子供たちが来ている関係で、家庭という形で入ると、そこには当然きょうだい関係があつて、小学生に弟、妹がいて、それで小学校に出向くという、そういうことも今後出てくるかなということを想定しながら設置はしています。

市場委員 ありがとうございます。

すごく意欲的な試みだなと思って聞きました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 スクールカウンセラーと違いますよね。それはそれで、またあるんですよ。巡回型というのは、またそれはそれであるんですね。スクールカウンセラーのほうであるんですか。

教育研究所長。

教育研究所長 カウンセラーのほうは、基本的に県の事業で中学校には全員配置されていて、小学校も6校、県のほうから配置があります。それ以外に、研究所で何人かカウンセラーの資格を持っている者がいまして、それは何か学校の養成で必要があれば派遣をするという形で、巡回みたいに定期的に回るといふ、そういうイメージではなくて、あくまでも派遣みたいな形ではやっております。

教育長職務代理者 失礼しました。ありがとうございました。

武田委員。

武田委員 これを整備するのに3名必要だとすると、どこかから捻出しなきゃいけないということで、きっと事務局から3名削られているのかなと単純に想像したんですけども、事務局のほうは弊害はないのかなという心配をしたりしてしまったんですが、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 定数をいっぱいまで使っているのかどうかということもあるかと思えます。実情について、教育企画課長、お願いいたします。

教育企画課長 教育企画課長です。

ここだけの定数というわけではなくて、全体の中での出込み引込みでやらせていただいておりますので、それについては差し支えなくということでございます。

教育長職務代理者 それは、どこかの部署から頭数を減らしてきたというわけではないというご説明ですね。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 じゃ、支障はないということだそうです。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

松戸市として非常に特徴的な取り組みのこの数、定数についての今回議案でございます。その取り組みのほうに非常に興味があります。

先日、六実中学校の取り組みについて、行ける教育委員の方も行ってお聞きしてきました。私も終わってからスクールソーシャルワーカーの方にご質問して、常勤の方は常勤ですから常にいるんですけども、非常勤の方に、勤めていないときはどうしているんですかと、いや、それは私のプライベートの時間ですと。そうかと思って、だから、ほかのところと、この学校とこの学校をやるとかといったことになるのかなと思ったんですが、多分違うんですね。この非常勤は非常勤、常勤は常勤で、それぞれの役割を果たすという、今、試行段階だと思いますけれども。これが今後広がっていったときに、またこの定数のところの話題にもなっていくかと思います。ぜひ期待を込めて、このスクールソーシャルワーカーの取り組みについては見ていきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。そのほか、確認事項。

それでは、ほかにないようでございますので、これで質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第56号の採決いたします。

議案第56号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第57号

教育長職務代理者 続きまして、議案第57号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 議案第57号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり校長職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で、他の模範とするに足りる者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。

つきましては、資料63ページの名簿にございますが、多年にわたり校長、教頭として松戸市の教育の振興、発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

なお、それぞれの校長先生、教頭先生型のご功績等につきましては、64から79ページの推薦調書に記載してございますので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第57号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

資料をご確認ください。

昭和32年のお生まれの先生方が多いでしょうかね。32年、33年生まれ。79ページまでです。長年、学校教育の現場でご功労があったというようなことかと思えます。

ご質問等、いかがでしょうか。あるいは推薦調書の中身、よろしいでしょうか。

記念品をお送りして、表彰状をお送りするというようなことになっているようでございます。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑及び討論を終結といたします。

議案第57号について採決をいたします。

議案第57号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第57号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第58号

教育長職務代理者 続きまして、議案第58号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 議案第58号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

お手元の資料80ページをご覧ください。

本件は、平成30年度から松戸市立松戸高等学校の教職員の人事評価をこれまでの目標申告及び業績評価から、目標申告シート及び職務能力発揮シートによる能力評価及び業績評価とさせていただくために提案するものでございます。

現在の市立高校の教職員の人事評価は、以前、県立高校で実施されていた人事評価に倣って、平成27年度から実施されているものですが、平成28年度から県立高等学校の人事評価の制度が改正され、市立高校と県立高校とで異なる制度で人事評価が行われている状態です。今回の改正により、県立高校の人事評価と同じ制度とすることになります。

資料85、86ページに、目標申告シート及び職務能力発揮シートの様式の一例をお示ししています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第58号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

いかがでしょうか、質疑及び討論、何か。

山形委員。

山形委員 山形です。

今、ご説明にあったとおり、県立と評価を同じにすることでメリットがあるからこういう変更になったと思います。そのメリットについて教えてください。

学務課長 市立高校の職員というのは義務教育学校から行く職員、それにあと県立高校から割愛で入ってくる職員といます。その行き来になり、最終的には県立高校または義務教育学校に戻っていくような形になります。県の、今行われている評価制度は、これから市立松戸が行う評価を行っておりますので、転出入した場合同じ視点で行うことが人材育成の面でメリットとなります。やはりその評価に基づいて行ったほうが、きちんと整合性もとれてくるといふことの考えでございます。

山形委員 ありがとうございます。

伊藤委員 それは確かに一理あるというか、まさしくそのほうがいいのかなというふうに思いますけれども、我々から見て、現行の評価と今後の今回改正する評価との間で、つまりどういう点が改善されるのか、評価を行う上において、こういう点がもっとよくわかるようになるというか、何かいいところをやはり見つけられないと、単に県の方と合わせるというだけ

では、何となく釈然としないんですけれども、その辺は事務局のほうとしてはどういうふう
に、今回の改正案はこういう点がむしろ改善されるんですよという、何かそういう点はない
んでしょうか。

教育長職務代理者 この中身ですね、どのように変わるのかという。

伊藤委員 じゃ、あわせて、もう一点あるんですけれども、今回の改正で、従来と比べると、
1つ大きな違いがあるのかなと思うのは、私の勘違いがなければ、教頭先生の面談が入って
くるのがこれまでと違うのかなというふうに思うんですが、そうすると、教頭先生が一人一
人の先生を面談するというのは、1人当たり何分かたらなきゃいけないし、かなり教頭先生
の負担が大きくなるんです。これは既に県立高校でやっていることだからというふうに言っ
てしまえばそうかもしれませんが、従来やっていないことをやるというのは教頭先生の負担
ということを考えると、かなりきついのかなと思うんですけれども、その辺はどういうふう
に見ておられるのかというのをお聞きしたいんですけれども。

学務課長 人事評価制度ということですが、まず、平成26年5月に地方公務員法の一部が改正
されまして、それに伴って試行という形で実施されました、地方公務員についての能力及び
実績に基づく人事評価を定期的を実施するという形で、人事管理の基礎とすることが求めら
れたということとなります。その中で、能力評価と業績評価による新しい人事評価ができた
ということになります。

能力発揮シートとありますけれども、その個々の能力がどのように発揮されているのか、
発揮していくのかという、きめ細かくそういうところを見て評価していくことになります。
そういう利点が、効果があるということです。

あと、教頭の面談につきましては、基本的には校長が行う形になります。教頭はその面接
に立ち会うということになります。この面談については、評価する上で校長が教諭から進捗
状況の聞き取りをしながら行っております。教頭も立ち会うような形で、これまでも行って
いるところです。それをきちんと明文化した形になります。

以上です。

教育長職務代理者 ちょっと資料の中で読み取れることと今のご説明と、ちょっと確認したい
んですが、第6条ですか、条文の改正前、改正後のところの改正前のほう、左側が改正前。
改正前のこれは評価者、第6条は評価者ですけれども、ここが一般の教諭の方については教
頭先生が1次評価者、校長先生が2次評価者というふうになっています。それが所属する
というのが、今度入ったというふうなことになっております。

今のご説明だと、校長先生がやっていらっしゃるといのは、ここで見ると教頭先生が評価するように見えますが、実際どう変わるのかといったことについて、もう少し補足していただけますか。

学務課長、お願いします。

学務課長 まず、この要綱につきましては、これは県のものに基づいたものでございます。評価者は、一次、二次評価があります。教頭、校長の順で教諭等を評価していきます。この評価者は、日常観察を通して基本的に行うこととなります。日常の教諭の教育に対する考え方、児童生徒への指導、授業実践等そういう点について日常的に観察しながら評価していくということが基本です。教頭も評価者として、日常的に見て評価していくという形になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、先ほど教頭の面談が入ることがとおっしゃったのはどの部分ですか。

伊藤委員 82ページの第7条の4項で、第1次評価者、つまりこの改正案によるところの職員の所属する学校の教頭が、人事評価記録書、各教諭が書く目標申告シートと職務能力発揮シートをあわせて人事評価記録書というようなんですが、それに係る面談を、第1次評価者が実施して、指導及び助言を行うということですので、一応教頭が第1次評価者であるわけですので、その方が面談をするというふうに読めたので、ちょっとさっきそういう質問をしたんです。

第2次評価者も、あわせてその次の5項に、学校の校長先生がいろいろ観察をして、職員に対して面談を実施するというので、校長も面談をすることが求められているわけですが、今のご説明ですと、第1次評価者と第2次評価者が一緒に面談をやってしまうという、そういうことでしょうか。だから、4項と5項を一緒にやるということなんではないでしょうか。

学務課長 実際には、今そのような形で行われております。

伊藤委員 今までは、改正前のものを見ると、そういう面談というのは書いていないですよね。だから、今までは面談をやっていなくて、これから面談をやるわけですので、今まではやっていますというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、今後、第1次評価者と第2次評価者が、それぞれ4項と5項に基づいて面談をするというふうに考えていいわけですよね。

学務課長 5号につきましては、これは第2次評価者が教育長である場合ということで、これは指定するものになっております。4号は教頭もかかわってきますので、面談を行っていくこととなります。すみません、訂正いたします。

教育長職務代理者 今までも評価する上では面談を行って、ここには、ルールには明確には書いていないけれども、評価する前提で面談を行っていたというご説明だったかなと思ったんですか、そうですか。今まではルール上ははっきりしていなかったのが、明文化されたという理解でいいですか。

学務課長。

学務課長 そうです。

伊藤委員 それは今までのやり方ですね。

学務課長 はい。ですから、実際には行われていたということで、それが今回明文化されたということになります。

教育長職務代理者 そうすると、現実にはどう変わったのか、あるいは変わるのか、これは目標申告というものがなくなったんですね。それで、能力評価と業績評価という2本。目標申告は、もともと第4条でいくと、2項で目標申告、3項で業績評価、こういつていたものを2項で能力評価といい、3項で業績評価という。

それで、人事評価記録書は第7条で、人事評価は「教育長が定める目標申告シート及び職務能力発揮シート（以下「人事評価記録書」）、目標申告シートはあるんですね。これは変わらずある。だけれども、能力評価という基準を少し、基準というかな、どのように整理するかという整理の仕方が変わったということなんですかね。これは実際どう変わるのかがちょっとなかなか想定できないので、少しわかりにくいんですが。

学務課長、お願いします。

学務課長 これまでの目標申告と業績評価による人事評価については、基本的には業績評価でした。この申告書によって、自己評価をしていました。そして、業績評価書によって評価者の評価が行われていました。これはこれまでのものです。

新しい人事評価におきましては、能力評価と、それから業績評価というふうに分かれて評価するような形になっております。

以上です。

武田委員 今の伊藤委員がおっしゃっていたのは、多分私もそういうふうに思っていて、1次評価者と2次評価者って別のときに面接する。というふうに勝手にここの表を理解していて、特に教諭の方とかは、教頭と校長は同じ学校の中にもいるけれども、校長先生と教育長とかの場合は、同じ場所にいるというふうに思っていないので、1回やって、もう一回やるというふうにイメージしていたんです。だけれども、今のご説明を聞くと、一遍に1次評価者と2

次評価者が1人の人に対して面談という、一回の機会が終わらせるということですか。ちょっとその辺が、私、理解できてなくて。

学務課長 一回の機会が終わらせるということではありません。

この面談につきましては、年間例えば3回行うような形をとっています。それを行って、実際には形成評価ということで、1年間を通しての評価をしていく形になります。面談はその中で詳しく、例えば目標申告シートについての、その書かれている記載内容の実践状況について説明を受けることとなります。2月の終わりの面談については、1年間、自分がたてたどうだったかということを目録するようになります。そういうものをもとに何回も何回も評価します。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 恐らく、今ずっと質疑応答を聞いていて、1次とか2次という言葉の誤解というか、印象の違いだと思います。1次試験、2次試験じゃないんです。要するに、年に何回も何回も評価はします。特に教頭先生は毎日のように職員は見ているわけですから、もう絶えず評価していると思っていいと思います。その中で、例えば私の場合は、必要があるときに面接をしていました。でも、私の段階で評価をするのが1次評価で、最終的に私の上に校長がいて、校長が最終的な2次評価をすると。校長先生も、2次だからといって私が済んだらやるわけじゃなくて、校長先生もそのときは、もう毎日のように見えていますから、必要のあるときは面接しますし。でも、トータルでやったほうがいいのかというふうに判断している学校では、校長さんと教頭さんが1年に最終的に2人そろって面接するかもしれないですし、別々に全部呼んでやるかもしれないですし、それはもう各学校の実情によってさまざまです。

いずれにしろ、今回の市松のチェンジは、チェンジというか学校全体の評価制度の県立高校、小中学校も全部そうですけれども、最近になって変わってきているのは、以前の形骸的な業績評価から、だんだん実質的に一人一人に意欲を持たせるためにはどうすればいいとか、実際の評価したときの効果を高めるためにはどうすればいいとか、まだ試行錯誤の段階だというふうに私は捉えています。その中で、市立高校がやっと県立高校に追いついたとか、そういうふうな変革だと思っていただければというふうに思います。

よろしいですか。

武田委員 ありがとうございます。

伊藤委員 じゃ、ちょっと参考までにお聞きしたいんですが例えば、目標申告シートというのは毎年度出すわけですから、毎年当然変わるわけですが、それぞれの教諭がその申告

シートを年度初めにいただいて、それを当初申告というか、私はこうこうこういうことを今年度の目標にしますということを書いたりするわけだと思うんですが、それは、そうすると、ずっとその個人が記入した状態で持ったままなのか、それとも申告内容だけ、すぐ第1次評価者に示すものなのですか。あるいはその都度、年度の途中でいろいろ進捗状況なんかをチェックしたりなんかしていくんですけれども、それはその都度、かなり頻繁に1次評価者なり2次評価者とのコンタクトで見せたり何かするものなんですか。その辺の運用はどういうふうにされるのかというのは、県立高校で既にやっていることだろうと思うんですけれども、それをちょっと参考までに教えていただければと思うんですが。

学務課長 今、伊藤委員がおっしゃったとおり、まず当初申告で、学校教育目標に基づき、それを具体的自分の職務に応じて記載し、面談を通して、自分の目標をより具体化していきます。また見える形にしていきます。進捗状況という形で年度途中に、また見直しして少し変更し、より実現可能なものにしていきます。あとは今の目標に対して、どのくらい自分が達成できたかということをもたそこで記載して、面談とかを通して、また次のステップをくんでいきます。その間、日常的に観察し評価していきます。評価を積み重ねながら最終評価をします。そういう形でプロセスを踏んでいきます。

伊藤委員 わかりました。

市場委員 3年前にも人事評価改正を議論していたので、議事録を見直したんですけども、そのとき山田委員から、こういうのをやるのは職員の資質を向上させるという目的で行うものだ。ただ、それは、評価者なり目標を導く人がかなりしっかりやらないと、結局マンネリ化しちゃって成果が上がらないよねという話をここでしていたんですね。

それで、3年たってまた変わるということで、以前の評価法を充実させるためにやるんでしょうけれども、3年前の改正の成果はあった、それでこれからもバージョンアップすることによって、職員の資質を向上させるのに役立つだろうという考えということによろしいんですか。

学務課長 今、市場委員がおっしゃったとおりでございます。やはり資質向上、人材育成の点では効果があったと考えております。業績評価を通して、さらに高めていきたいと思っております。

市場委員 それは現場の方の実感として、この評価を変えることによって、職員の方の資質が上がっているという実感があるという理解でよろしいですか。

学務課長 やはりこういう目標シートを学校教育目標をふまえて具体的にたてることによって学

校教育活動への意欲化を図り運営への参加意識を高めることにつなげていきます。自分が学校の中で何をすればよいか、そういうところの意識も高まってきます。学校全体、組織して動くということが見えてきますので、組織的な教育活動を展開する上で効果あると考えております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 教育長、お願いします。

教育長 私も、66校ですので66人と、当初と、それからこの間終わったばかりですけども最終と面接をします、毎年。その中で、特に松戸市は各学校に特色ある学校づくりを求めていますので、一番肝心なのは校長先生がしっかり自分の学校の実態を見据えて、どういう経営をしようとしているか。文科省がこう言っているからこうやりますとかじゃなくて、子供たちがこう、教員がこうなので、こういう経営をとというふうなことが、確かに確実に明確に進んできているというふうに感じます。私にとっては、逆に66人の申告の内容というのがすごくまた勉強になります。そういうふうに相乗効果もあるのかなというふうに感じておりますので、こうやってまた変わって行って、さらにバージョンアップできればなという期待もあります。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私が言おうと思っていたことを市場委員が。思い出させていただいてありがとうございます。

やはりこういう仕組みについては、社会保険労務士さんとかが企業の業績評価で、もういろんなふうに重ねてきたものを、教育現場用にこれをまた使っていらっしゃるということだと思います。その社労士さんなんかは、各企業の評価者向けのセミナーとかをやるんですね。それでどう評価するか、どう導くかというところが、やはりそこが肝だというところで、その評価者がちゃんとやらないと、今度は目標申告、目標設定をする側はちょっとうんざりをしてくるというところがありますよということを、前回、3年前に申し上げたのかなというふうに思いますが、そういった意味では、教育長の今のお言葉のとおり、いろんな評価をされる立場の先生方がいらっしゃいますから、その先生方を中心に、さらにこの面についてのスキルアップも伴って、県と一緒にいっていき。県に合わせるのが主眼というよりも、やっぱりそこが、レベルが上がっていくことでモチベーションも上がっていくと、それが教育のレベルを上げていくというようなことにリンクしてほしいなというふうにも思っております。

す。

ほか、ないようであれば以上で終わりますが、よろしいですか。

それでは、これもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

議案第58号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第58号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第59号及び議案第60号

教育長職務代理者 続きまして、議案第59号「松戸市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」と、議案第60号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので一括して議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。

資料92ページをお開きください。

表の右の欄の第14条2項の2行目の下線部に「単位制の過程」とあります。その過程の「過」を「課」に改めていただきたいと思います。もう一度繰り返します。第14条2項の2行目下線部、「単位制の過程」の過程の「過」をお願いします。

それでは、説明させていただきます。

今、お話がありましたとおり、議案第59号「松戸市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第60号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、ともに平成31年度を初年度とする市立松戸高校改革プランに関連する議案ですので、一括して説明させていただきます。

では、お手元の資料87ページをご覧ください。

議案第59号は、平成31年度入学者から、普通科の通学区域、いわゆる学区をこれまでの松戸市全域から、資料にお示しした各市町村に拡大していただくために提案するものでございます。

これは、今後、中学校卒業生数の減少が見込まれていることに対応するとともに、さまざま

まな地域出身の入学者を募ることで、新たな仲間との切磋琢磨の機会を確保することで充実した教育活動を展開することが目的です。

改正後の学区は、千葉県の子立高等学校通学区域に関する規則の規定に基づく子立高校普通科の学区と同じになります。

次に、議案第60号についてご説明いたします。

資料90ページをご覧ください。

本県は、平成31年度から普通科の募集定員を40名減らし280名とするとともに、普通科及び国際人文科を学年制から単位制に移行させていただくために提案するものでございます。定員を減らすことで、普通科は8学級から7学級の募集となります。前にも申し上げたとおり、中学校卒業業者数の減少が見込まれることへの対応です。

単位制の導入は、市立松戸高校改革プランの最も重要な柱です。単位制とすることで、生徒がみずからの興味、関心や進路希望等に応じた科目を選択することができるようになり、生徒の多様なニーズへの弾力的な対応が可能になります。

改正の主なポイントは、学年の区分がなくなることへの対応です。

あわせてご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 両議案につきましてのご説明は以上でございますが、質問でちょっと明らかになっていきましょうか。ちょっとまだ理解ができないところがあるような気がしますが、大丈夫ですか、皆さん。

市場委員。

市場委員 単位制に変更するという、非常に大きな変更だと思います。生徒一人一人に合わせた教育課程をつくることなんだと思いますけれども、非常にいい面もあるけれども、悪い面もある。今までの学年制であれば、ある程度決まった形でやっていけば進級して卒業できた人たちが、自分の責任において課程をつくるという形になっていくと、かなり混乱するのではないかと心配します。その辺の見込みというか、対処をどのように考えているかとか、もう少し具体的に教えてほしいんですが。

教育長職務代理者 そうですね。その見込みも含めて、あるいはもう少し基本的に単位制というものについて補足していただけますと理解が進むと思います。

教育改革室長。

教育改革室長 ただいまのご質問のお答えですけれども、単位制の最大のメリットは、それぞれの自分の興味、関心に応じて選択できるということです。逆側から言うと、自由が広がる

分だけ、なかなかその選択に難しいことはございます。

そのことで補足ですが、それぞれに応じた100通りのものを用意するというイメージではなくて、例えば、生徒それぞれの興味を、大きなカテゴリでとらえ、コースという名称にするかどうかはまだ決め切っていませんが、例えば難関私大を目指したいという、生徒だったら、こういう科目をチョイスすると、こういうふうな分野に行けるよなど、ある種定食的なイメージです。あるいは、音楽など、芸術関係を深く学びたい、そういう方面に進みたい場合は、こういう科目のとり方や、チョイスの仕方があるということをお示しし、科目選択しやすいようにと考え準備したいと思います。全てが自由ではなくて、ある程度こういうものをとると、こういった方向に進めるよというようなことをお示しすることを検討しております。

市場委員 じゃ、ある程度、5つか6つか、それぐらいの何となくのグループがあって、その中でグループの中で幾つかこういう選択肢がさらにあるよみたいな、学校側から示せるものはあるということですね。

教育改革室長 そういった方向です。1年次はほぼ必修科目が主となります。1年次は高校3年間のベースになりますので、選択は今とさほど変わらない状況です。1年次は基本的なものをきちんと学んでいただいて、2年次に向けてオリエンテーションしつつ、2年次に多様な科目選択へと進ませていくという、イメージで捉えております。

市場委員 ありがとうございます。

伊藤委員 まず、59号のほうからお聞きしたいんですが普通科については、千葉全県ではないんですけれども、地域がかなり拡大されたということで、他方、人文科については従来どおり変わらないということで、県内全域ということで理解してよろしいのでしょうか。

学務課長 今、伊藤委員がおっしゃったとおりです。

伊藤委員 単位制について、まだ一部若干はっきりしないところはあるんですけれども、そうすると、今のご説明ですと、入学1年、これからは1年生とは言わないのでしょうか、1年次の人たちは大学でよくある一般教養とか、何かそれに該当するような単位をとって、2年次、3年次になると、自分の関心とか将来の分野を限定して、それに近い、それを満たせるような何か科目が提供されていて、場合によってはそのときの3年生と一緒に、まだ2年次ののに3年次の人と一緒にそれを受けたりとか、そういうこともできるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

学務課長補佐 お答えします。

おっしゃるとおりで、制度上はそういうことが可能になるということで、31年度からすぐ
というところまでは、まだ普通科も残っていますので、なかなかいかないと思いますが、
年次を追って、いろいろな工夫をしながら、2年生と3年生が同じ授業で学ぶなどといった
場面が出てくれば、すばらしいかなと考えています。

伊藤委員 そうすると、極端なことかもしれませんが、何年後かになって、全員がこういう単
位制で全員が存在をするということになった場合、場合によっては単位を全てとることによ
って、3年間高校に在籍しなくても、2年で卒業するということも、論理的にはあり得ると
いうことでしょうか。

学務課長補佐 3年以上という年限を定めますので、それはありません。

教育長職務代理者 92ページの一番上、第4条の2、修業年限は3年とするというのがそれに
当たるんですかね。ですので、2年で終わるといのは基本的には考えにくいという。飛び
級みたいな、海外でもよく聞くような気がいたしますが。基本とすると3年間通う。

市場委員。

市場委員 今の話だと、4年ということはあり得るということですか。

教育長職務代理者 それは今でもある。

市場委員 それは今でもあるし、今後もあり得る。というか、何年でもあり得るんですか、こ
れは。

学務課長補佐 望ましい形ではないと思いますが、できるだけそういうことにならないよう
にしたいと思っていますけれども、制度上はもちろんあり得ます。先行する県立学校での実
践の中にはそういった例もあって、卒業を認定したこともあるというふうに聞いています。

以上です。

武田委員 門戸を広げるという改正で、他市は市立高校も、当然他市から受け入れているとい
う受験体制はもうとられているので、心配することはないのかなとか、いろんな研究を
もう恐らくされてのこういった制度変更だと思うんですけども、一番気になる部分は、市
内の受験生の保護者ないし受験当事者が、今までは市内生だけだったけれども、他市の生徒
も受けるとなると、心情的に、あるいは数的な、実際的な数の上で、今まで市立だからこう
だったのというのに対して、ちょっと不満とか、そういったような思いが抱かれると
いう懸念というのはないのかなというふうに、少しだけそのところが不安なんですけれど
も。

教育長職務代理者 そうですね。一般的な疑問としては、必ずこれは出るところだと思います。

受験生、松戸市の子供たちにとって門が狭くなる。あるいは納税者としての市民からは、他市の生徒も受け入れる学校を松戸市が経営する必要があるのかというの、これも一般的な質問とすると当然考えられることだと思います。それにどうぞ説明をするかというあたりも含めて、それから今の、実際がどうなるのかということと、そういうご意見もあるのではないかとあたりについてご説明をお願いします。

教育改革室長 ご質問の内容は想定しています。ただ、やはり市内唯一の市立高校ということには変わりはないんですが、松戸のシンボリックな存在として、さらに3つの資質、部活動、学力、グローバルというところで高めていくための措置としては、切磋琢磨する環境が必要であろうということを決意いたしました。

ただ、何らかの形で、松戸市の子供たちを広く受け入れる方法はないかという検討の余地は残しております。例えば、他市の例で言いますと、市立船橋高校普通科は今年度から学区を広げました。市立船橋高校では市内優先の枠を設けているそうです。例えばそういった形も含め、今よりは当然競争はありますけれども、松戸市の子ども達を優遇して受け入れる方法はないかということは検討しております。

教育長職務代理者 市が経営するのに、他市の子を受け入れて整合するのかというあたりというのはどうですか、そこら辺は。市の税金を使って市外の子を受け入れるということに関しては、これはほかのところもやっていますからお互いさまなんですけれども、そういう一般的な疑問もあるかなと思うんですけれども、これには何かお答えしようというのはあるんですか。

学務課長補佐。

学務課長補佐 学務課長補佐です。

おっしゃるとおりなのですけれども、丁寧な説明を繰り返していくことは必要だと思います。ただ、ご指摘のように、松戸市から他市の、柏市ですとか船橋市ですとか習志野市の市立高校に実際子供たちは通っていますので、そうしたことも踏まえてご理解をいただきたいということと、松戸市は大きな市ですので、独り、松戸市のためというのではなくて、東葛飾地区、葛南地区の子供たちに豊かな学びを保証する学校として、市立松戸高校がさらに発展していければと考えておりますので、そうした点も含めてご説明を繰り返していきたいと思えます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

59号のところで学区のところで、やっぱり少子化の波というのは絶対にあるものなんですけれども、具体的にどのように、勉強会とかで私たちは聞いたことあるんですけども、具体的に中学校3年生が減少していく、その数字的なものをもう一度教えていただけますか。

教育改革室長 平成32年度は今よりも15%程度、市内の中3生が減少するというふうに、推計しています。

教育長職務代理者 平成32年度ですから、3年後になるんですかね。今29年度として。

教育改革室長 はい。

教育長職務代理者 15%減ると。

どうでしょうか。大体この両議案について、学区を広げるという議案と、それから単位制を中心とした管理規則の変更ということでございます。

よろしいですか。

教育長、何かお言葉はありますか。

教育長 松戸市の学校であるとか、そういう議論も確かに意見としてはあると思いますけれども、一番今私たちが考えなくてはいけないのは、高校生、もうこれは国全部の問題なんですけれども、大学生になる前の3年間にどういう学びを私たちが構築していかなければいけないのか、やっぱりそこが一番変わっていないので、上にも下にもひずみが出てきていると考えます。

例えば、英語はいつも話題にしますけれども、どんなに小学校1年生から勉強しても、千葉県の高校入試のあり方が変わらない限り、中学校に行くと、やっぱり普通の英語になっちゃうんですよ、だんだんね。それではやっぱり力は変わらないわけです。高校でどういう学びをさせるか、単位を選択させることによって、彼らの生き方を高校3年間の中で、自分なりの勉強のあり方というものをやっぱりつくらせたい。

小金高校も、そういう形にもう移行したんですけども、ざっくりばらんに言いますと、小金高校の学力のレベルと、やっぱり市松に行くレベルでは違う。でも、小金高校のような、自分で学びを構築するあり方というのを3年間でやれば、また違う学力からスタートしても、3年間で構築できる自分の力というものがまた変わっていくと思うんですよね。それを単なる受け皿としての市立松戸高校、これまでと同じような、そういう生活をさせたのでは、や

やっぱり同じような高校生活しかないわけで、彼らの人生にとって、じゃ、どういうプラスがあるのか、松戸市民の一人でも多く将来の自分を確立させるためには、松戸の学校である市松のあり方というのを、やっぱり私は変えたほうが市としてはプラスが大きいというふうに、違う視点から主張していきたいなというふうに思います。

教育長職務代理者 根本的なところで補足をいただきました、ご説明をいただきました。ありがとうございます。

よろしいですか。

そういったことを含めての単位制の中で、授業そのもの、学びそのものを変えていくということなんだろうというふうに思います。

参考になるかならないかあれですけども、私の息子がIBコースという、国際バカロレアという課程に今進んで高校へ行っています。全然カリキュラムが違います。課題を見つけて、それについて2年間また研究するみたいな。その説明会に先日行きましたら、オールイングリッシュで説明をされまして、私もよくわからなかった。だけれども、そういう環境をつくろうと、それは非常に特殊な私立の話ではありますけれども、やっぱり自分で課題を見つけていくということに、もうチャレンジをしている世界、あるいは国内でもそういうところもありますので、この大きな学校である市立松戸高校がどこに向かっていくのかということに関しては、この制度もそうですけれども、中身について今教育長のお話がありましたけれども、非常に重大に関心を寄せていかなければならないというようなことをちょっと感じました。

今回につきましては、学区と、それから管理規則の改正で単位制の中心ということでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、両議案につきまして、質疑及び討論は終結といたします。

採決はそれぞれの議案ごとに行います。

これより、議案第59号を採決いたします。学区のほうですね。

議案第59号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第59号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第60号を採決いたします。

議案第60号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第60号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上でございます。

ここで一旦、議事進行を教育長にお戻しをいたします。

教育長 ただいまからお手元に、議案の追加がございまして、議案第61号「平成29年度末松戸市立小中学校長の人事異動について」と議案第62号「平成29年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」を提出させていただきました。

これを日程に追加の上、直ちに議題としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第61号、議案第62号を日程に追加の上、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第61号、議案第62号を日程に追加の上、直ちに議題とすることに決定いたしました。

なお、議案第61号、議案第62号は人事案件となります。

したがって、議案第61号、議案第62号の審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます議案第61号、議案第62号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第61号、議案第62号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行を、再び山田教育長職務代理者をお願いします。

教育長職務代理者 ただいま教育長がお諮りしましたとおり、議案第61号、議案第62号の2議案は、日程に追加の上、議題となり、かつ審議は秘密会となりました。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、学校教育部長、学務課長、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

◎議案第61号及び議案第62号

教育長職務代理者 議案第61号、議案第62号につきましては、原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等です。

平成30年松戸市成人式の報告についてです。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 それでは、平成31年の成人式について変更がございますので、ご報告させていただきます。

会議次第のほうの96ページをご覧くださいと思います。

96ページ、平成30年松戸市成人式の変更についてでございますが、これまで成人式は午前1回実施してきたところですが、来年度からは午前、午後の2部形式に変更したいと考えております。会場となります森のホール21の大ホールの席数1,955席に対して、ここ数年の新成人の出席は2,500名から2,900名で推移しております。現状として、席数が足りていない中でどのように対応するかが課題となっております。

実際には、成人式に来場しても、友人との交流が目的で、初めから会場に入らない方々が多数おり、席数が足りていなくても大きな混乱もなく実施できております。しかしながら、主催者として、来場者全員が会場には入れる席数の確保及び混雑緩和、悪天候時の安全等に配慮、対処する必要があります。今後数年先を見ても、新成人となる対象者に若干の減少はあるものの、現状として大きな変化はございませんし、出席率が向上しても、午前、午後の二部制であれば対応は可能でございます。

以上が二部制に変更する理由でございます。

96ページに、ただいまご説明させていただきました現状と変更理由及び近隣市の状況を記載しております。近隣市の状況については29年のものでございますけれども、船橋市のほうで、平成30年は三部制に変更したというような情報も得ております。

97ページでございますが、今後5年間の新成人数の予測、また二部制を想定して公立中学

校の卒業生を南北に区分けした場合、人数に偏りがないかどうかを検証したものを記載しております。これには私立の中学に通う生徒は含まれておりませんが、南北に分けるとほぼ同数程度となります。

また、98ページでございますが、現状と二部制とする場合の比較として、式の中で行っている新成人スタッフが企画するイベント、スタッフ会議、混雑状況についてそれぞれ比較したものがございます。二部制にすることで、式典後のイベントはややシンプルになりますが、新成人スタッフへの負担や混雑は軽減されます。

99ページには、二部制にした場合の当日のスケジュール案を示したものでございます。式典の時間はこれまでと二部制にした場合の変更はございませんが、イベント時間をやや短縮し、一部と二部の入れかえを2時間とり、午後2時30分には終了予定でございます。

以上、来年度の変更予定についてでございますが、本日、委員の皆様のご意見を伺い、それらを参考に再検討できればと考え、報告させていただきました。ご意見、どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ちょっと台本があって、台本のせいにしちゃって申しわけないんですけども、平成30年松戸市成人式の報告についてと申し上げましたが、議題目次によりますと「松戸市成人式の変更について」ということございまして。何の疑問もなく私が言って申しわけありません。訂正します。

それでは、ご意見をということでございます。二部制にする、それは人数、キャパシティの問題、他市の状況、この辺でご意見をということでございます。中身ですね。時間も短縮されますので、そういったことについて。あるいはアイデア、ご意見。

伊藤委員。

伊藤委員 今回のご説明で疑問に思ったのですが、今までもかなり空席はあったんですけども、実際来場していても、席に座らない方が相当数いたということなんですか。それがちょっと気になるのと、それから、二部制にした場合の区割りで一応、例えば第一中学校に通っていた人は例えば午前ですよとか、午後ですよとかというふうに、これからもうご案内で決めるわけですか。その場合本来は午前という指定になっても、午後に出ることは別に構わないということですね。

それから、もう一つ心配なのは、今ですらそういう状況なので、二部に分けた場合、実際に来る人はほぼ半分になるわけですよ。そうすると、あの1,955席の会場が非常にがらん

として、非常に寂しい雰囲気になってしまうのではないかなと思います。、今でもこういうかなり空席がある状況のもとで、半分だけ招待した場合に、相当見た目が寂しくなるんじゃないかという危惧があるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

社会教育課長 確かにホールの中には空席がございますけれども、実際問題、エントランスと会場の外ですね、あそこにはかなりの人数があふれて……。

伊藤委員 ずっと残っているわけですか。

社会教育課長 ずっと残っているんですね。それで、結局そういう状況があるので、中に入れないと、皆さん、思い込んでいる方もいらっしゃるんです。

伊藤委員 入れない。

社会教育課長 まず会場の外にいっぱいいて、次にエントランスに入ろうとすると、エントランスのところにも人がいっぱいあふれているわけなんですね。だから会場は空席がないだろう、混雑しているから、行きたくないというような方が多いんですね。実際には席はあいていますし、「会場はあいていますからどうぞお入りください」というアナウンスはしているんですけれども、見た目では会場内がいっぱいだから、どうせ行ったら座れないというように考えられている方も多々いらっしゃる状況がございます。

それから、一応区分けはしますけれども、これは原則であって、それぞれの新成人によって午前が都合悪い、午後が都合悪いといった場合には、それは臨機応変に参加していただいて構わないかなと考えております。

伊藤委員 今の、恐らくロビーとかにいる人たちは、会場内があいていても入らない、私たちは、着物を着て来たけれども、何も別に式典を見たいわけじゃないと。とにかくみんなに、友達に会って、とにかくここへ来ればみんなに会えるんで、わあっと集まってきただけという人もかなりいるんじゃないかと思うんです。ですから、あいていても、本当に案内しても入らないという人がいるんじゃないかと思うんですけれどもね。そうすると、二部制にしたときに、もっとがらがらになっても外に残っている人というのは依然としているんじゃないかと思うんですよ。そうすると、会場内が何か物すごく寂しい雰囲気になっちゃうんじゃないかなというのがちょっと危惧されるんですけれども、その辺はいや、大丈夫ですという感じですか。

教育長職務代理者 その効果がどっちに出るか、しゃべっていたい子はしゃべっていたいので、変わらないんじゃないかというようなことかと思えます。

社会教育課長、どうでしょう。

社会教育課長 そういったことも危惧されることは重々承知はしておりますけれども、まず、中に入る以前に、外があふれている状況の中で、席数が足りていないことが確実にわかっている中で式典を主催者として、それをそのままの状態にしていっているのかというところの問題が一番大きいことがありますし、あとは悪天候時の安全配慮とか、そういったことも考えますと、必ず中に入らない方はもちろんいらっしゃるとは思いますけれども、来場者に対して席数を確保するということが私たちの責務かなと考えております。

伊藤委員 そういう観点から言うと、クレームは29年度に2件あって、29年は2件でことしは1件。それは多いのか少ないのかちょっとわかりませんが、そんなにクレームがあるわけでもないのですかね。

教育長職務代理者 どちらかというところ、一部でもいいんじゃないかというご意見。

山形委員。

山形委員 山形です。

私も2回ほど行かせていただいて、やはり成人以外の方が中に入るのも必死でしたし、着物である混雑の中で苦しい思いをしている成人の方たちもたくさんいらっしゃる中で、私は二部制は賛成で、中に入りたくなる出し物をやってくださいというのが本音です。

昨年と本年度で、新成人のやられているイベントの内容の違いを私は感じました。その年度、年度のカラー、成人の方のご負担とかもいろいろ考えて、成人の主張は地域に分かれることによって午前、午後にして、代表の方が出て、新成人の主張は本当に聞きたい部分ですし、そこはぜひ皆さんにも聞いてもらいたいことなので、どの学校の人が、逆にどの学校から代表が出るとか、この地区から代表の子がしゃべりますということやプラスアルファ、松戸の地域の紹介だとか、そういうのも素敵ではあるんですけど、もう少し若者の心をつかむようなイベントがあればと思いました。箱根駅伝で走った方がいらっしゃった、新成人がいたということだったら、その方の例えば、オファーは必要かもしれないし、調整は必要かもしれないですけども、成人の方で活躍した方や松戸で活躍している著名な方だとかに、もし費用が難しければボランティアなどを要請してみるとか、新成人だけにこだわらずに、松戸のすばらしい大人たちの姿を見てもらって、成人して大人になって、こんな素敵な人たちが松戸に住んでいますというところをお見せするというのが、1つの啓発にもなるのかなと思ったりしました。

また、啓発コーナーで行われている選挙のことだとか、そういうことだって啓発コーナーにわざわざ行かなくてもステージ上で啓発してもいいと思います。

伊藤委員がおっしゃっていた座席の空席のことに関しても、例えば2階席は入れないようにするだとか、動線を引くだとか。今、混雑しているから中に全然動かない感じだと思うんですけども、これで1回の入場者数が減ったら、スタッフがメガホン持ってこっちですとか、あっちですとかという方も、しなくてよくなりますし、またクレームが少ないということでしたが、クレームを言うほど本当に嫌だった方というのが一握りで、クレームを言いに行くスタッフを探すことすらできない人というのが、実情は多いんじゃないのかなって思います。お祝いの日だから、もういいよね、みんな混んでいるからいいよねという形で終わっていて、本当は何か余りいい思いをされていない方もいるのかもしれないと思います。

例えば、座席に、資料や記念品は座席に置き、席につかないとそれを手にできないというのは、人の動線をつくる時のアイデアとして1つです。混雑はしますが、そういうのもありかと思いました。意見です。

武田委員 形としては、招待している側が席数が足りなくなるのをわかっていて放置というのは絶対よくないと私も思っています。

入る習慣みたいなものというのは、落ちついた状況であれば当然生まれてくる状況で、それで入らない人はご自由に、もう大人なのでどうぞというところだと思うんですけども、今の状況は決してよろしくないですし、他市のケースを見ていると、落ちついて行うというのを目標にしたほうが、やっぱり美しい形だと思いますので、圧倒的に席数が足りないのをわかっていて放置というよりは、策を練った上で、こちらはこういうふうにも努力したけれども、どうですかというふうにお諮りするほうが正しい形だと思うので、私は二部制にしてみても、その結果をもって検証していくという形がいいんだろうと思います。

ただ、スタッフの方の負担というのはちょっと、相当大変なんじゃないかなというふうに思うと不安なのが1点と、もう一つ不安なのが入れかえの時間。どのぐらいおとりになるつもりなのか今わかりませんが、かなり厳しいかなというところで、柏市さんとかがやっているみたいなので、ちょっとそういうところの事案なんかを教えていただくとか、勉強するという形をとって、その入れかえが混乱がないようにということと、車等々も今までも問題が起きているので、そういった部分、すごく安全に、スムーズにということが、やっぱり一番懸念するところです。あとはやってみるべきだと思います。

教育長職務代理者 入れかえは120分、今予定しているということですね。お昼を挟んで。

市場委員、どうでしょう。

市場委員 席数がこれだけ足りないのを放置というのは確かに問題だなと思いますので、二部

制、ほかの会場がないんだったらやっぱり二部制にするしか……ほかの会場はないんですよ。だったら二部制かなと思います。

伊藤委員がおっしゃるように、それでも外でたむろしている人が多いかどうかは、ちょっとやってみなきゃわからないなと思います。中が本当にすいていて、5人、10人、まとめて一緒にこの辺だったら座れるんだよというようなスペースがぼこぼこことあるんだったら、中に入って、もう少し外にたむろしている人も減るのかなと、何となく予想はします。やってみなきゃわからないところが多いと思いますけれども。

教育長職務代理者 一通り皆さんのご意見ですね。

時間も短縮してイベントが大分簡略なものに、多分時間的にはなるということも、今のところは予定されているということです。

そうですね、やってみるべしというご意見もありました。効果がどうなのかということもありました。

私個人的には、やっぱり教育委員会が設営する行為って、何を伝えるというか、何が成人式の肝なのかといたら、多分、新成人たちは友達と会うことが肝なので、余りどっちでもいいと思っているかもしれないけれども、我々はそこで、いや、でも、大人ってさというところを格好よく伝えられるのを、何をもちって新成人に対してメッセージを送るかというところが大事なんだろうなと思うのね。どちらかというところ、イベントもちょっと年によっては冗長であったり、少しやっぱり、なかなか波がありますので、イベントを短縮することはいたし方ないというか、それはそれで1つの考え方でいいと思うんですけども、それ以外の部分ですね。市長の挨拶も含めて何を伝えるのかというところ、ここら辺をよくよく考えないと、考えた上で二部にするなら、するということなのかなというふうには思いますが。感想というか、意見というかを申し上げました。

よろしいですか。

今検討しているという中で、席が絶対足りないということを解消するというのが大命題ということで、今ご予定をされているということです。

伊藤委員、何か懸念を最後に。

伊藤委員 これは数字だけから見ても、船橋は我々と同じような感じで、二部にしているもたまたま1,000席という小さな松戸の半分しかないスペースなので数字上はかなりの人が座れないということが起こっているんですよ。だから、そういうことを考えると、あえて今の状況で、特にみんな席に座りたくないだろうというようなことも相当あるんで、ちょっと何

か実際に分けてやった場合の運営が、果たしてうまくいくのかなというのがちょっと心配はありますね。

それから、あと、恐らく今のやり方を踏襲するとすると、一部と二部でそれぞれがイベントか何かをやる実行委員会みたいなところを2度、2つでやらなきゃいけないということになるわけですね。ちょっとかなりそういう意味では、新成人側の今のやり方を踏襲するのであれば、かなり負担をかけるのかなと。市長が2度来ていただくというのは、これは仕事なので市長にお願いして、2回来てくださいということでもいいんだらうと思うんですけども、ちょっとその辺のところは、一度やってみて、また駄目なら1回に戻すとか、そういうふうに気楽にやってもいいのかどうか、私もちょっとよくわからないところもあります。

教育長職務代理者 そうですね。プラスマイナス両方ある、それをよく検証して、どちらがよいというか、どういう方法があるのか、またこの先も検討し続けていただきたいというご意見だったと思いますので、よろしいかなと思います。

よろしいでしょうか、そんなところでございますが。

じゃ、報告事項でございますので、一応、以上とさせていただきます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移らせていただきます。

事務局より何かありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長職務代理者 なし。

委員の皆さんから何かありますか。

いいですか。

何か報告事項がまたあれば、来月以降でやりたいと思います。

何か気になっていることありますか、いいですか。

武田委員 一言だけいいですか。

武田委員。

武田委員 この間、青少年会館の芸術祭のご案内をいただいて、行ったことなかったので行って見たんですけども、すごかったです。子供が私を追い抜いて、もう走って、参加したくてという状況が見られてびっくりしたんですよ、そんな盛んなの。それで中に入ったら、

日々の活動の発表もあったし、やられているものもとにかく盛況で、とにかく保護者の方もお子さんたちも、こんなに活気があるイベントなんだという拝見してびっくりして。

それで、いろんなところでいろんなイベントを主催されている方にちょっとお話を聞いて回らせていただきました。来館者で学童に勤めていらっしゃる方が、「ここにしかないことがうらやましい」という話をされていました。当然、県の建物を譲り受けたものなので、そこにつくれるものではないということはわかっているんですけども、すごく高揚があるというか、地域にも根づいていて、遠方からも来ていて、成人向けの講座は本当に遠方からも、結構頑張って応募して下さる方がたくさんいらっしゃるというのを聞いて、すごく効果があるものなんだなど。

願わくば、これだけ広い松戸市ですから、ほかにもこういう施設があったら喜ばれるんだなということを実感しました。あとあそこに食堂みたいな施設があるんだけど、そこに当たられている担当の方が、ここを有効利用したいんだけど、なかなか難しく、なかなか整備ができなくてという話をして下さいました。子供たちの放課後を預かる施設として有用化している場所なので、講座お料理だとか、そういった面も、もしサポートするスタッフとか講師とか、そういうものが入るチャンスがあるのであれば、キッチンのスペースみたいなものも有効活用できると、もっともっといろんなとこができるのかなと思いました。

実際、私も近くはないところなので、良くは知らなかったのですが、行ってみたら、こういう所が近くにあるとやっぱりいいんだろうなというふうにすごく感じましたね。よかったです。それだけです。

教育長職務代理者 ご報告でございました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成30年4月の定例会でございしますが、平成30年4月12日の木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年4月定例教育委員会会議は、平成30年4月12日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成30年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員